



滋賀自治体問題研究所で検証作業進む 合併特例債はどのように使われ、今後使われようとしているのか

合併特例債とは

合併特例債とは、市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、合併年度とこれに続く10カ年度（2006年度～2015年度）に限り、必要な経費の95%を起債（すなわち借金）できるものであり、その元利償還金（返済金）の70%については後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されるという地方債（地方の借金）とされています。今回、国では、最終年度を2020年度まで延長予定です。

本来、合併特例債は、「合併に伴い特に必要となる事業に充当できる」と限定されており、合併により一時的に経費がかさむものについて、国が財政支援を行うことにより、その障壁を取り除きスムーズに新自治体に移行できるようにするという趣旨のものでありますが果たして、米原市ではそのような使い方がされているでしょうか。

また、返済金の70%は、「基準財政需要額」に算入するとしており、国が責任をもって70%返済するとは言っていません。ちよつと難しいのですが、地方交付税（国に納めた税金を地方に振分ける交付金）の計算式は次の通りです。

普通交付税Ⅱ基準財政需要額－基準財政収入額
仮に、米原市の財政が豊かになり、基準財政収入額が増えれば、普通交付税は交付されないか、または少なくとも、返済金の70%は交付されない可能性があります。

しかし、何よりも、事業に係る5%は市の金であり、30%は地方の借金です。また4町が合併したことにより、基準財政需要額は4町があった時より下がり、地方交付税は確実にまた永遠に減額されます。国のねらいはここににあります。

雑感

統合庁舎問題で「米原市庁舎等整備検討委員会」が昨年12月18日に答申を出したことが報道され、市民から「もう決まったんか」との声を聞きました。議会においてはこれから議論です。庁舎の位置を決める条例は議会で3分の2以上の賛成が必要です。議会の庁舎整備の調査特別委員会では市民意向調査が必要としてアンケートを出すことになりました。16歳以上の市民2000人が対象です。アンケートに当たった方は率直な意見を是非提出ください。

米原市の合併特例債発行状況

2013年度末の米原市の発行状況は120億2190万円です。一番大きな使いだは「米原駅周辺のシンボル施設整備事業」で、24億6430万円が約20%です。その次は「地域の絆でまちづくり基金」が24億円がほぼ20%です。その次は「道路」の16億2830万円が14%となり、合計で54%となります。ただし道路の多くも米原駅南工業団地の接続道路で、米原駅周辺の開発に使われています。本当に合併のための事業でしょうか。

合併により地方交付税は

地方交付税は、合併後10年間は4町が存続しているとの前提で特例的に計算していますが、2015年度以降は、1市として計算するための縮減期間となります。

財政見通しとして、地方交付税は2014年度の62億7400万円から2020年度は40億7400万円と算定されています。22億円減る勘定です。基金を使うとしても、市政は厳しくなると見込まれています。

合併時の特例債の取り扱い

2回目の合併時、国が決めた合併特例債の限度額は193億2400万円でしたが、合併協定では134億1800万円に抑えていこうとの協定が成されています。本年度で、ほぼ協定の限度額に到達しています。今回、当局は合併特例債の期間が2020年まで延長されることを幸いに統合庁舎建設に必要な50億円を、この合併特例債を充てるとしており、合併協定「新市まちづくり計画」の変更を狙っています。国の決めた限度額の合併特例債を発行すれば70%が国負担としても60億近くが市の借金となります。今後、地方交付税が減る中で、市民サービスに重点を置き、箱物は最小限度にすべきです。